



激変する社会と 差別身元調査

～IT 革命の進化と差別の現状をふまえて～

「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に施行されました。

この法律は、現在もなお「部落差別」が存在すること、また、国や地方公共団体の責務として、部落差別解消に関する施策を講じ、相談体制の充実や教育・啓発、実態調査を行うことを明示しています。

今回の講演会では、ITの進化などの社会情勢とそれに伴う差別の現状を踏まえながら、差別につながる身元調査についてお話いただきます。わたしたちの個人情報が簡単にのぞき見され、出身地等で排除されるような社会にしないために、部落問題を自らの問題として、私たちに何ができるかをみなさんと一緒に考えたいと思います。

日時：令和4年10月24日(月)

15:00～16:30

場所：泉南市総合福祉センター

(あいびあ泉南) 大会議室

講師：北口 ^{またぐち} ^{すえひろ} 末広さん

(近畿大学人権問題研究所 主任教授)



【入場料】無料(定員80名先着順、申込み不要)

【一時保育】対象は1歳以上の子ども(定員は12名で定員に達した場合は抽選)
※一時保育につきましては、10月14日(金)までに電話、FAX、Eメール等で人権推進課へお申し込みください。

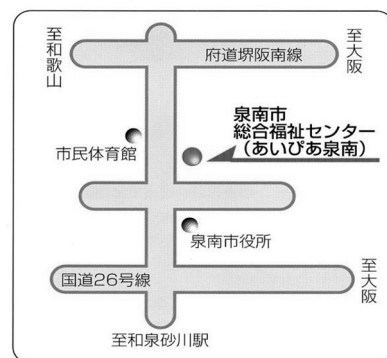
【その他】手話通訳あります。

車でお越しの際は、あいびあ泉南横臨時駐車場(グラウンド)をお使いください。

【問合せ】泉南市総合政策部人権推進課

TEL 072-480-2855 / FAX 072-482-0075

E-mail: jinken@city.sennan.lg.jp



部落差別の解消の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

平成 28 (2016) 年 12 月 16 日公布